

平成 25 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書
【インクルーシブ教育システム構築モデルスクール】

教育委員会名	三重県教育委員会
--------	----------

概 要

モデルスクールの概要（平成 25 年 5 月 1 日現在）

	モデルスクール名	幼児児童生徒数	教職員数
1	三重県立桑名北高等学校	650 名	60 名
2	三重県立石薬師高等学校	488 名	44 名

【事業概要】

1. モデルスクールの特色（特別支援教育に関する事項）

本県における特別支援教育の体制整備状況は、小・中学校に比べ、幼稚園、高等学校では、やや遅れがみられている。県立高等学校に在籍する生徒の中にも、教育上の特別な支援が必要な生徒が在籍しており、全ての学校種における校内体制整備の一層の推進が喫緊の課題となっている。

県教育委員会では、高等学校に在籍する生徒のニーズを踏まえた適切な支援が行えるよう、支援の一環として、各学校からの要請に基づき特別支援教育に係る専門性を有する発達障がい支援員等を派遣し、生徒の実態把握、生徒・保護者からの相談等への対応、教職員への指導・助言等を行ってきた。

しかし、特別な支援を必要とする生徒の在籍数が増加し、生徒のニーズに応じた対応も多岐にわたることから、学校だけでは対応が難しい事例も出てくるようになってきた。

そこで、県立高等学校 2 校（いずれも普通科）をモデルスクールとして指定し、高等学校における生徒のニーズに応じた適切な合理的配慮に係る実践事例の蓄積及び普及啓発を行い、各高等学校における特別支援教育の体制整備につなげていくことにした。

2. 取組の概要

【教育委員会がモデルスクールに対して行った取組及び支援】

県教育委員会は、合理的配慮協力員である発達障がい支援員を指定校に配置し、各校の生徒の実態把握及び本人・保護者等との面談並びに効果的な支援についての指導・助言、各関係機関との連携等を図った。また、県が配置している発達障がい支援員スーパーバイザーを各校の要請に応じて派遣・相談対応できるようにし、発達障がい支援員への指導・助言や研修会の講師等、高等学校における特別支援教育の推進に取り組んだ。

また、合理的配慮協力員とともに、各校の特別支援の方向性や生徒への支援を検討する生徒支援委員会及び特別支援教育委員会にも参加し、各校の取組状況を把握し、課題への

対応の仕方について助言等を行ったり、他の都道府県の先進事例に関連する情報の提供を行ったりした。

各校の取組によって得られた成果については、市町等教育委員会、県内の小・中学校、高等学校及び特別支援学校の教員が参加する実践報告会で報告し、各学校種での連携体制の重要性を示し、学校間の移行等において途切れることのない一貫した支援に向けた体制づくりにつなげていけるよう努めた。

【モデルスクールとして行った取組】

主な取組は以下のとおりである。

- ・ 校長、教頭、各学年の教員、特別支援教育コーディネーター、養護教諭等の関係職員で組織される委員会を設置し、校内支援体制、障がい特性に応じた合理的配慮の内容、保護者との連携・調整などについて協議・検討した。
- ・ 特別な支援が必要と思われる生徒については、年度当初に、学年団や教科担任の会議において、支援の方法を確認し、担任が中心となり個別の指導計画を作成したり、特別支援教育コーディネーターが個別の教育支援計画を作成したり、学校全体での支援の充実につなげていった。その際には、対象の生徒の情報を共有しながら、校内での連携体制を確保するとともに、保護者や外部機関との協力体制の構築につなげるなど、地域全体で生徒を支援していく体制づくりに努めた。
- ・ 合理的配慮協力員として、「学習サポーター」を活用し、教室に入ることが難しい生徒への声掛けや、教科における合理的配慮を行った。
- ・ 事例検討会においては、特別支援教育の専門性を有する合理的配慮協力員を活用し、生徒の実態把握に基づいた適切な支援及び教職員への指導・助言を受け、一層の支援の充実につなげた。
- ・ 校内の体制整備を推進するため、研修への参加や事例協議等を通して、教職員全体のスキルアップを図った。特に、合理的配慮協力員を活用して、新入生の実態把握を行い、その実態を踏まえた具体的な対応方法について、教職員への研修を実施するなど、学校の実情に応じた研修会を開催したことは、意識の向上にもつながり、極めて有効であった。

3. 成果及び課題

本年度は、発達障がい等のある生徒に対する支援に主眼を置き、校内支援体制の確立、適切な指導及び必要な支援についての実践事例を蓄積することを目指した。

特に、専門性を有する合理的配慮協力員が参加する校内委員会やケース会議の開催、学校生活を送る上で特別な支援を必要とする生徒への「学習サポーター」の計画的な活用等により、生徒の障がい特性を踏まえた指導と支援の充実につなげることができた。

また、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成と活用に関しては、校内の

体制も整えられつつある。

高等学校の取組については、県教育委員会が開催する特別支援教育実践報告会において、本実践事例に基づく「高等学校における特別支援教育」について報告を行った。この報告会には、小・中学校、高等学校、特別支援学校の教員及び市町等教育委員会が参加しており、関係機関等で情報を共有し、合理的配慮について意見交換することで、学校間で途切れることのない一貫した支援を早期から実施することの意義を再確認することができた。

指定校では、合理的配慮協力員や「学習サポーター」を活用しながら実践研究を行い、希望の就労先への就職サポートや安定した学校生活が送れるような支援体制を整えてきた。今後は、全教職員での一貫した支援の充実につなげていくことができるよう、合理的配慮について理解を深め、個々の生徒への支援だけでなく、基礎的環境整備の部分についても、具体的な方策を引き続き研究していきたい。

また、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」を作成することだけで満足するのではなく、関係機関とも連携しながら、途切れることのない支援につなげていけるような体制づくりが喫緊の課題である。

合理的配慮事例の蓄積を継続するとともに、今後は、普通科高等学校以外での実践事例も蓄積し、県内の各学校に情報発信し、県全体での支援体制整備を推進していきたい。

※三重県では法令・医療用語等以外は「障がい」の表記を使用している。